

改正後

改正前

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）  
第十条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合には、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

一 県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会議その他の会合（飲食をすることが予定されたものに限る。）において、利害関係者と共に飲食をするとき。

二 事業者等により構成される法人その他の団体（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とするものを除く。）の社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議又は当該団体が主催する講演会、講習会その他これらに類する会合（職員が職務として出席するこれらの会議又は会合に限る。）に付随して当該団体が主催する会合において、利害関係者と共に飲食をするとき。

三 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

四 勤務する時間（当該時間に係る休憩時間及び休息时间を含む。）内において、利害関係者と共に飲食をするとき。

五 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法第三条第一項に規定する地方公務員をいう。）である利害関係者と共に飲食をするとき。

六 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

七 自己の飲食に要する費用について県の負担により利害関係者と共に飲食をするとき。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）  
第十条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

（新設）

一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

（新設）

（新設）

二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

（新設）